

5 監 第 4 0 号

令和6年1月18日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和5年度財政援助団体監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

5 監 第 4 0 号

令和6年1月18日

二本松市議会議長 本多 勝実 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和5年度財政援助団体監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和5年度財政援助団体監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、二本松市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し実施した。

2 監査の概要

(1) 監査の種類（根拠法令）

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

(2) 監査の対象

① 対象団体及び所管部局

- ア 財政援助団体 一般社団法人にほんまつDMO
- イ 所管部局 産業部観光課

② 対象範囲

令和4年度決算状況、令和5年度補助金交付関係書類及び財政援助団体の財務等その他の事務に関する執行状況、所管部局保管の補助金交付規則に基づく関係書類

(3) 監査の実施日程等

- ① 監査の期間 令和5年12月26日から令和6年1月17日まで
- ② 監査委員監査 令和6年1月17日
- ③ 監査実施場所 監査委員事務局
一般社団法人にほんまつDMO事務所

(4) 監査の着眼点

所管部局における財政援助団体への補助金交付について適切に行われているか、また、財政援助団体に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか等を主眼とした。

(5) 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料及び書類並びに帳簿類を調査するとともに、所管部長以下関係職員の出席のもと、事務事業の概要及び執行状況について説明を受け、必要に応じて質疑等を行った。

また、現地に出向き、財政援助団体関係者立会いのもと、経理状況及び出納その他の事務等について説明を受け、関係書類及び帳簿類の内容を調査し、必要に応じて質疑等を行った。

3 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、次に記載のとおり改善を要する事項（指摘事項）及び意見要望とする事項があったので、内容を十分把握・精査のうえ、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善及び留意すべき事項で軽微なものについては、監査執行の際に改善を指導した。

4 改善を要する事項

(1) 財政援助団体

にほんまつDMOは非営利法人であり、事業費の9割超を二本松市の補助金で占められているにもかかわらず、令和4年度は正味財産期末残高が1,100万円を超えている点について、所管部局と早急に検討し適正な運用に努めること。

(2) 所管部局

5 意見要望とする事項

(1) 財政援助団体

(2) 所管部局

一つ目は、前回監査時に検討するよう要望した、一般社団法人にほんまつDMO、二本松市観光連盟及びにほんまつ観光協会の一本化について、今回の監査を通じ、改めて事業の効率性、費用対効果及び人材確保の観点などから、最小でもにほんまつDMOとにほんまつ観光協会との一本化を図ることで本市観光事業の推進に大きく寄与すると思われるため、再度一本化に向けて十分な検討と議論することを望むものである。

二つ目は、DMOにほんまつは、設立から5年目になり、今年度は前期目標期間の最終年度であるので、DMO補助に対する事業評価を行うことを望むものである。